

日弁連七十年



日本弁護士連合会創立70周年を記念して、ここに「日弁連七十年」を刊行します。日弁連は、創立以来10周年ごとに記念誌を刊行してまいりました。本記念誌は60周年から10年間（2009年1月から2018年12月頃まで）の日弁連の歩みを記します。

2019年5月1日に元号が平成から令和に変わりました。そもそも平成（1989年から）とはどんな時代だったのでしょうか。戦後の復興を目指し、成長を続けた昭和の終焉、ベルリンの壁の崩壊とバブル経済絶頂期とともに幕を開けた平成でした。

しかし無理な成長がたたってバブルは崩壊し、追い打ちをかけるかのように、二度の大震災に見舞われました。殊に最後の10年は、リーマンショック（2008年9月）により世界同時不況に突入し、不作為の時代、失われた時代となってしまったのです。

このような多難な時代を背景に、司法界は、行政国家からの脱却と法の支配の徹底、自己責任による事前規制から事後規制への転換などが標榜され、大改革を迫られます。司法制度改革審議会意見書（2001年6月）に基づく数々の制度設計がなされ、それに基づき裁判員裁判の開始など司法制度改革が具体的に動き出したのがこの10年間でした。総じて、司法は格段に拡充した時代と言えるでしょう。

ここで、この10年間における主な改革の歩みを概観します。

一つは、二度の大震災における活動を糧として、災害対応の経験値を蓄積するとともに、市民に身近で、頼りがいのある弁護士の力を見える化したことです。

二つ目は、取調べの可視化、被疑者国選弁護制度の勾留全件への拡大、証拠一覧表の開示など、限定的ながらも永年の懸案であった刑事司法改革が大きく進んだことです。

三つ目は、弁護士の活動領域の拡大が進んだことです。2007年以降、法科大学院を修了した弁護士が誕生し、企業内弁護士や任期付公務員など、弁護士のキャリアパスは大きく展開しています。弁護士費用保険の急拡大に伴うLACの活動、成年後見事件の増加、日本司法支援センターの認知度の高まりと利用者数の増加、その他さまざまな弁護士の活動領域が着実に広がっています。

四つ目は、法曹養成制度・法曹人口問題です。2007年以来、この12年間の弁護士数は40%強増加し、法科大学院1期生を中心とする60期以降の若手弁護士がその50%を占めています。司法基盤整備や法曹の活動領域の拡大が弁護士人口の急増に追いついていないことなどを理由として、日弁連は司法試験の合格者をまず1,500名にまで減員すべきとの意見を述べました。これらの意見が政府を動かし、2013年に合格者3,000名の目標が撤回され、2015年の法曹養成制度改革推進会議決定にて1,500名程度とされ、2016年以降の合格者数は1,583名、1,543名、1,525名と推移しています。あわせて法科大学院制度の見直しが検討され、法学部と法科大学院の連携による法学部3年プラス法科大学院2年、そして法科大学院在学中の司法試験受験という改革がなされようとしています。2017年には司法修習生の修習給付金の実現しましたが、引き続き法曹志望者をいかに増やすかが重要な課題です。

この10年間、日弁連は多くの課題に果敢に取り組みました。格差社会、少子高齢化社会に対応し、社会的弱者に寄り添い、社会のセーフティネット構築を目指して一人ひとりの弁護士が精力的に活動しています。また、死刑制度廃止の実現に取り組んでいます。

先達が築き上げてきた70年の日弁連の歴史の重さ、苦難に満ちた先輩諸氏の戦いを、私たちはしっかりと受け継ぎ、次世代に紡いでいかなければなりません。この10年の間に憲法解釈上違憲と主張して反対した集団的自衛権を容認する安保法制、特定秘密保護法やいわゆる共謀罪は、残念ながら成立しました。そして今、憲法改正が、果たして国民の自主的にして正確な理解の下にその是非が選択され得る環境にあるのかが問われています。

私たちには、この怒涛の10年を振り返りこれからの10年、そして、その先を見据えた取組みが求められています。司法のグローバル化・国際化そして裁判のIT化やAI技術の利用などデジタル化に対応できる体制整備と人材養成が急務です。司法の力、殊に人権擁護の実現は社会経済の成長にとっても重要です。会員の皆様におかれても、日弁連とともに一丸となって弁護士の新たな地平を拓くようご協力・ご支援をお願いします。

最後になりますが、本書の発刊に当たっては、各分野に造詣の深い会員に格段のご尽力を賜り、短期間のうちに出版にこぎ着けることができました。皆様に、改めて深甚なる敬意と感謝を表します。

日本弁護士連合会  
会長 菊地 裕太郎

## 目次

刊行の辞	1
特集Ⅰ 災害復興支援	4
特集Ⅱ 取調べの可視化	11
コラム 旧会館時代の思い出	16
<b>第1章 日弁連の会員と組織</b>	<b>17</b>
Ⅰ 会員	17
Ⅱ 日弁連の機構と組織運営	19
Ⅲ 日弁連の組織運営にかかわる諸問題への取組	21
Ⅳ 男女共同参画の進展	27
Ⅴ 日弁連の関係団体・外郭団体等	31
コラム 大岡越前屋敷跡の記念碑について	34
<b>第2章 司法制度改革の課題に関する取組</b>	<b>35</b>
Ⅰ 法曹養成制度改革	35
Ⅱ 刑事司法改革	47
Ⅲ 日本司法支援センターと総合法律支援法	59
Ⅳ 司法アクセスの拡充	64
Ⅴ 民事司法改革	70
Ⅵ 国際化への対応	96
Ⅶ 弁護士任官・裁判官制度改革	105
Ⅷ 裁判の迅速化に関する法律及び検証	107
Ⅸ 法教育への取組	109
コラム 日弁連広報キャラクター「ジャフバ」のひみつ	112
<b>第3章 人権課題に関する取組</b>	<b>113</b>
Ⅰ 人権救済活動	113
Ⅱ 刑事司法と人権	116
Ⅲ 消費者と人権	127
Ⅳ 高齢者・障害者と人権	132
Ⅴ 子どもと人権	138
Ⅵ 両性の平等	145
Ⅶ 貧困問題と人権	149
Ⅷ 外国人と人権	152
Ⅸ 家事事件と人権	155
Ⅹ 報道と人権	163

XI	犯罪被害者と人権	166
XII	民事介入暴力問題への取組	169
XIII	公害・環境と人権	172
XIV	医療と人権	175
XV	労働と人権	179
XVI	死刑制度	182
XVII	国際人権活動	185
XVIII	共謀罪法に対する取組	189
XIX	特定秘密保護法	193
XX	憲法改正・安全保障法制	196
XXI	情報法制	200
XXII	空襲被害者等の救済について	204
	コラム どちらが本当の「中弁連」？ 決戦は秋の弁連大会で	207
<b>第4章</b>	<b>業務改革課題に関する取組</b>	<b>208</b>
I	弁護士法第72条と隣接士業問題	208
II	弁護士業務・活動領域の拡大と組織内弁護士	211
III	若手弁護士の支援	219
IV	研修	222
V	弁護士業務妨害対策	225
VI	「弁護士費用保険(権利保護保険)」この10年間の歩み	227
VII	仲裁・ADR	230
VIII	知的財産	233
IX	中小企業への法律支援	236
	コラム 企業内弁護士の存在感	240
	コラム 任期付公務員の業務とやりがい～自治体コンプライアンスの実現に向けて～	241
<b>第5章</b>	<b>その他弁護士制度に関する取組</b>	<b>242</b>
I	弁護士不祥事対策、依頼者見舞金・預り金規程改正施行	242
II	マネー・ローダリングへの対応(FATF第4次対日相互審査への対応)	245
III	大量懲戒請求問題	248
	年表	250
	日弁連七十年記念誌編集チーム／「日弁連七十年」執筆者名簿	260
	あとがき	262